

海外経済協力業務実施方針（平成 17～19 年度対象）最終評価報告書

平成 20 年 9 月 3 日
国際協力銀行

経緯

- 平成 14 年 4 月 旧海外経済協力業務実施方針（平成 14～16 年度対象）の策定、公表。
11 月 海外経済協力業務実施方針（以下、実施方針）の評価・モニタリング委員会を設置し、実施促進体制を構築。同委員会の関係部は、総務部、開発 1～4 部、プロジェクト開発部、開発セクター部、環境審査室及び開発金融研究所。
- 平成 17 年 1 月 旧実施方針の最終評価結果報告役員会
平成 17 年 4 月 現行実施方針（平成 17～19 年度対象）の策定、公表。
平成 18 年 12 月 現行実施方針の初年度対象中間評価結果 モニタリング委員会・報告役員会
平成 19 年 10 月 現行実施方針の次年度対象中間評価結果 モニタリング委員会・報告役員会
平成 20 年 3 月 現行実施方針の対象期間を平成 20 年 9 月 30 日まで延長する外務大臣承認。

評価の枠組（別添 1 参照）

1. 評価枠組の概要

【実施方針の基本的構成】

基本的方向 (3つの方向)	開発成果重視の取組、 中長期的な取組、 開かれた円借款への取組
重点分野 (4分野)	貧困削減への支援、 持続的成長に向けた基盤整備 地球規模問題・平和構築への支援、 人材育成への支援
重点地域 (7地域・17カ国)	東アジア・東南アジア、 南西アジア、 中央アジア・コーカサス 中近東、 アフリカ、 中南米、 欧州（中東欧） 17カ国： 円借款年次供与国
配慮すべき事項 (8事項)	政策・制度改善への取組と現地機能の強化 評価の充実（開発成果重視） 環境社会配慮・男女共同参画 債務状況への取組、 開発パートナーシップ 国民の理解・広報の強化、 適正な業務運営、 財務リスク等への配慮

【評価の枠組】

- ・「重点分野」・「重点地域」・「配慮すべき事項」： 全項目について**実績評価**を実施（別添 2）。実績評価においては、円借款業務の特性を踏まえつつ、定量評価（量的側面）と定性評価（質的側面）を行い、それらを総合化した上で達成度を評価。
- ・「基本的方向」： 実績評価にもとづき、業務遂行状況の妥当性を**総合評価**。

2. 評価手法

旧実施方針（平成 14～16 年度対象）及び各年度中間評価時に適用していた評価手法から原則として変更なし。評価指標の実績は、本行が自主的に行っている「業務運営評価制度」の集計値を活用。評価手法の詳細は別添 1 参照。

なお、本実施方針の中で「基本的方向」の一つとして「開発成果重視の取組」を挙げているが、その方策の一つである評価活動については、個別円借款事業の評価や横断的なテーマ別の評価が行われており、『円借款事後評価報告書』を通じて別途公表される。

評価結果の概要

1. 「重点分野」・「重点地域」・「配慮すべき事項」に対する評価： 実績評価（詳細は別添 2 参照）

- (1) **重点分野**： 4 分野につき、以下のとおり評価される。
十分に達成されている： 持続的成長に向けた基盤整備、人材育成への支援
概ね達成されている： 貧困削減への支援、地球規模問題・平和構築への支援
- (2) **重点地域**： 7 地域 17 カ国につき、以下のとおり評価される（*）。
十分に達成されている： 東アジア・東南アジア地域、南西アジア地域、アフリカ地域、インドネシア、中国、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、インド、パキスタン、バングラデシュ、モロッコ、チュニジア
概ね達成されている： 中央アジア・コーカサス地域、中近東地域、中南米地域、欧州（中東欧）地域、フィリピン、マレーシア、モンゴル、スリランカ、エジプト、ペルー

*大洋州地域に対しても、サモア独立国向けに初の円借款供与を行うなど、我が国政府の公約達成に貢献。

円借款年次供与対象 17 カ国のうち、十分達成されていると評価される国は 11 カ国、概ね達成されていると評価される国は 6 カ国。

- (3) **配慮すべき事項**： 8 事項につき、以下のとおり評価される。
十分に達成されている： 政策・制度改善への取組と現地機能の強化、評価の充実（開発成果重視）、環境社会配慮・男女共同参画、開発パートナーシップ、国民の理解・広報の強化、適正な業務運営、財務リスク等への配慮
概ね達成されている： 債務状況への取組

2. 「基本的方向」に対する評価： 総合評価

3 つの「基本的方向」に則して円借款業務が実行されているかという「妥当性」については、以下の業務実績に鑑み、総合的に業務遂行状況は妥当であると評価される。

- (1) **開発成果重視の取組**： 以下のとおり開発成果を導くための様々な方策を推進しており、業務遂行状況は妥当と評価される。
国別の視点の強化： 主要支援国に対するマクロ経済調査の実施、円借款年次供与国に対する国別業務実施方針の策定、相手国政府との間で円借款候補案件のロングリストを共有、現地の事務所を通じた綿密な案件監視、政策対話などを積極的に展開。また、こうした業務を通じて開発の制約要因を相手国政府とともに分析し、解決策を検討・実施。
政策・制度改善への取組： 個別円借款案件の実施監視を通じたセクターイシュー改善の取組、セクター調査・評価のフィードバックによるセクター改革への提言、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ラオス、タンザニアなどにおける政策・制度支援型借款の供与、などを展開。
援助協調・連携の強化への取組： 現地 ODA タスクフォース等を通じた日本の援助関係者間の協調強化（国別援助計画策定など）、調和化への取組などを通じた他ドナー・支援対象国

政府との協調、「新興ドナー」を含む他ドナーとの包括的・戦略的な連携強化（世界銀行、ADB、AfDB、IDB、UNDP、AFD(仏)、KfW(独)、USAID、韓国輸銀EDCF、タイNEDAなど）を展開。個別事業の形成、実施においては我が国内外の市民社会、地方公共団体、大学と連携した支援を推進。

案件監理の充実： 駐在員事務所を通じた円借款実施機関との対話強化、案件進捗の情報共有システム化による事業促進の試み、SAF調査等による既往案件の課題把握と支援、事後評価案件のフィードバックによる知見の活用、貸付・調達手続等の現地セミナーの充実による実施機関の実施能力強化、などを展開。

評価の充実： 円借款事業の事前から事後までの一貫した評価実施態勢に加え、合同評価、テーマ別評価を実施した他、評価の提言を相手国政府と共有し政策・制度改善につなげるフィードバック・セミナーの充実、借入国政府・実施機関関係者を対象とした評価セミナーの開催、などを展開。

- (2) **中長期的な取組：** 相手国の開発ニーズの変化等を踏まえ、中長期的視野にたった案件形成や案件監理について、以下のとおり取り組んでおり、業務遂行状況は妥当と評価される。主要な円借款供与国に対してはローリングプランを作成し、支援対象国の開発計画と整合性のある中長期的な開発優先度に基づいた事業発掘・形成・実施支援を展開。また ODA タスクフォースへの参加により、他の援助スキームとの効果的連携を視野に入れた効率的かつ効果的な事業形成・実施支援を推進。

本実施方針の重点分野毎に作成されている分野別業務実施方針に基づき、当該分野の政策課題や過去の事例・教訓を踏まえた取組を実施。

SAF などの各種調査機能を活用し、支援事業に係わる中長期的なニーズ・課題を確認し、本体事業の中長期的な開発効果発現を促進。

円借款事業の実施において、実施機関職員の研修等、運営管理面での能力強化支援による事業の中長期的効果の発現を促進。

人材育成に資する取り組みとして、教育施設の整備や教員研修等ハード・ソフト両面の支援を組み合わせた円借款事業を展開。

- (3) **開かれた円借款への取組：** 以下のとおり多様な活動を推進しており、業務遂行状況は妥当と評価される。

情報公開・広報： 業務の透明性を高め、公的機関としての説明責任を果たすため、広く情報提供の促進に努め（例：ホームページでの情報提供等）円借款実施の際に作成される資料等についても公表（事業事前評価表、事後評価報告書等）。また、円借款業務に対する理解を得るために、国内広報（『JBIC TODAY』発行、プレスリリース、業務紹介パンフレット等の広報媒体の多様化）、借入国における現地広報（現地向けパンフレット/プロジェクトマップ作成、現地日本人学校の事業視察アレンジ、現地事務所のHP開設等）、国内外での開発教育の実施を行っている。

国民参加： 我が国国民の経験や知見を反映し、広範囲の国民参加を得る体制として、協力協定締結先の大学からのインターン生に対する実務研修、円借款パートナーシップ・セミナー（地方自治体、NGO、民間企業等の団体による円借款業務の理解と本行との連携促進）

公募による提案型・発掘型案件形成調査等を実施。

開発パートナーシップ： 主に以下のような多様な開発パートナーとの間で協力関係を構築し、開発効果の更なる発現のために努めている。

- (i) NGO 及び地域社会： NGO-JBIC 定期協議、個別案件における NGO との協力等
- (ii) 地方自治体や大学： 個別案件での連携等
- (iii) 民間部門： 本邦業界団体との定期協議会、本邦技術の活用等
- (iv) 日本の他の援助スキーム（技協・無償）： 援助方針協議、開発調査との連携、連携研修等。
- (v) 他ドナー： 「新興ドナー」を含む二国間援助機関（AFD(仏)、KfW(独)、USAID、韓国輸銀 EDCF、タイ NEDA 等）や国際機関（世界銀行、ADB、AfDB、IDB、UNDP 等）との協調融資や共同研究・セミナー等。

外部環境

1. 我が国のODA実施体制の改革・整備

- (1) 内閣府の「海外経済協力会議」設置により、ODA 戦略の枠組み等を審議する体制構築（平成 18 年 4 月）。
- (2) 改正 JICA 法が成立し、平成 20 年 10 月からの、政府開発援助の一元的実施機関の発足が正式決定（平成 18 年 11 月）。

2. 国際的外部環境と我が国政府の公約等

- (1) ミレニアム開発目標を踏まえた以下の政府の公約達成に向けて円借款供与を推進。
 - ・ 今後 5 年間の ODA 事業量の 100 億ドル積み増し（平成 17 年 11 月）。
 - ・ 平成 17 年から 3 年間のアフリカ向け ODA 倍増公約は達成。第 4 回アフリカ開発会議(TICAD IV)での政府公約：向こう 5 年間で最大 40 億ドルの円借款供与（平成 20 年 5 月）。
- (2) 地球規模問題（気候変動、食料・資源・エネルギー価格高騰、平和構築、感染症対策、自然災害対応など）
 - ・ 「クールアース・パートナーシップ」の枠組みにて、「気候変動対策円借款」による今後 5 年間 5000 億円程度の円借款供与を表明（平成 20 年 1 月）
 - ・ 第 2 回東アジア首脳会議（平成 19 年 1 月）で、政府はアジア地域のエネルギー貧困の解消に向けて、今後 3 年間で 20 億ドル規模の ODA 実施を表明。

(3) 国際援助潮流

- ・ パリ宣言（平成 17 年 3 月）に基づく被援助国・ドナー間の手続調和化を初めとする援助効果向上の取組を継続。平成 20 年 9 月ガーナでパリ宣言の進捗状況に係る DAC ハイレベル・フォーラム開催予定。
- ・ 「新興ドナー」（中国、インド等）の重要性が高まり、被援助国の債務持続性への配慮を含む援助効果向上の取組への参画を重視。
- ・ 民間部門による国際協力の取り組みの進展を踏まえ、開発効果を高める上の相互補完関係の構築に向けた協調を重視。

今後の業務課題

前述の .及び .の結果、今後の主要な業務改善事項や課題は、以下のとおり。

1. 取組の強化が求められる課題

- (1) 貧困削減への取組： 平成 19 年度における貧困対策案件承諾実績が、計画値を下回り（25 件に対して 15 件）総合評価は「B」となった。旧実施方針（平成 14～16 年度対象）最終評価で指摘のあった「地域住民が主体的に活動にかかわるコンポーネントの充実」、「参加型の視点」についての取組は改善されており、案件実施上の貧困層への配慮は向上している。今後は、計画通り貧困地域・貧困層に円借款事業による支援が及ぶよう、迅速な案件形成に努める必要がある。
- (2) 地球規模問題・平和構築への取組： 重点分野の一つ、「地球規模問題・平和構築への支援」では、環境改善・保全事業、平和構築、災害予防などの取組が積極的に行われたが、初年度の事業ニーズに対する期間中の事業形成・承諾が未達だった面もあり、総合評価では「B」となった。他方、インフラ事業での感染症対策は積極的に行われたが、MDGs指標としても定められている保健案件の承諾実績は少ない。また、CDM案件発掘を含めた気候変動対策は、潜在的な開発ニーズが高いところ、円借款を通じた適応・緩和支援の強化が一層求められる。
- (3) 債務管理能力向上への知的支援： アフリカ地域などにおける新たな円借款借入国、過去に債務削減を受けた国、あるいは紛争から復興した国が再び借入国となるケースが増える中、当該国の債務持続性や事業実施機関の債務管理能力に対する審査の重要性が高まっている。中長期的な開発効果の持続に向けて、SAF等の調査機能を通じた知的・技術協力等の補完的な支援やセミナー・研修の実施等により、被援助国の債務管理能力を強化する意義は高い。特に昨今は国際ルールを踏襲しない「新興ドナー」の台頭もあるため、借入国の自律的で持続的な債務管理を支援することが求められる。
- (4) 国際援助潮流への発信強化： これまでも借款の有効性やインフラ整備の貧困削減効果（経済成長を通じた貧困削減）など、国際援助潮流を主導する取組を行っているが、MDGsや気候変動問題への適応などの共通の開発課題にむけた本行の取組の意義や、本行が主要な支援対象としてきた東アジア・東南アジア地域の発展経験を開発効果の観点から示すべく、新JICAの下での研究所を通じ、引き続き発信していくことが重要。
- (5) 官民パートナーシップ（PPP）検討： 国内外の経験・知見の動員によって円借款の有効性を高め、外部リソースの活用によって円借款の効率性を高める開発パートナーシップの様々な取組が行われている中、民間部門からも円借款を通じた投資環境整備や、個別事業の中での官民パートナーシップ（PPP）に配慮した具体的なビジネス・モデルの組成が求められており、インドにおけるインフラ整備におけるPPP導入の課題とODA活用の可能性、インドネシアPPPスキーム導入に関する上水道セクター調査、といった検討がなされている。ケニアのコンテナターミナル整備等、港湾セクターでは円借款によるPPPの支援実績はあるものの、今後はそれらを他の分野にも展開していくことで、一層の開発効果の発現に取り組むことが重要。
- (6) 安全対策強化： 「適正な業務運営」の一環としての円借款事業に係る安全確保のために、借入国政府・事業実施機関、コントラクター、コンサルタントによる安全対策に係る取組の徹底及び必要に応じてこれらを補完・支援する仕組みを更に強化していくことが重要。

2. 新JICA発足にあたっての留意事項

- (1) 円借款と技術協力・無償資金協力との一体的運用強化による開発効果の最大化： 円借款の取組実績が少ないアフリカ地域などへの支援が拡大される中、更なる開発効果発現のための取組として、過去の間評価時からの指摘どおり、新JICA発足を機に、JICA-JBIC統合パイロット国に限らず、従来よりも迅速かつ円滑に開発効果を発現すべく複数スキームの一体的運用を強化すべき。
- (2) 案件発掘・形成機能の強化・迅速化： 我が国政府の政策と相手国の開発ニーズにもとづく円借款事業を形成するまでには、一定のリード・タイムを要するが、計画を立ててから承諾までの準備期間について、一層迅速化する取組が重要。重点分野・地域・国のうち、「必ずしも十分に達成されていない」と評価された要因も、主に計画していた新規承諾が実現しなかったことに拠る。その理由は相手国政府の政策変更・財政事情等、外部要因に拠るところが大きいものの、相手国の開発ニーズに対し、タイムリーに支援できるような案件発掘・形成機能の強化及びその迅速化には改善の余地がある。「円借款の迅速化」（平成 19 年 6 月に政府公表）の対応を確実なものとするべく、また、新JICA発足を見据えて、日本政府や現JICA等との協力のもと、取組の強化を図るべき。
- (3) 戦略性の向上： これまでの有識者委員会の議論を踏まえると、「基本的方向」、「重点分野」、「重点地域・国」、「配慮すべき事項」から成る本実施方針は、JBIC法にもとづく法定制度として、円借款業務の方向性を示す中期戦略を組織内外に示すものとして機能してきた。新JICA発足にあたっては、本実施方針策定・評価の実績を踏まえ、3 スキーム横断的な戦略性を向上させるための業務運営上の工夫が求められる。

以上

最終評価基準の概要

平成 17～19 年度の実績評価（重点分野、重点国・地域別、配慮すべき事項の実績評価）総括および総合評価（基本的方向に対する妥当性）から評価。なお、平成 20 年度の実績であっても、評価のとりまとめまでに生じた考慮すべき重要な事象・実績があれば最終年度の実績評価へ反映。

1. 実績評価：「重点分野」「重点地域」「配慮すべき事項」に対する評価基準

海外経済協力業務全体の取組みを可能な限り適切に評価するため、円借款業務の特性(注)を踏まえつつ、定量評価(量的側面)と定性評価(質的側面)を行い、それらを総合化した上で「重点分野」「重点地域(国別・地域別方針)」「配慮すべき事項」の「達成度」を評価する。

(注)円借款業務は、その特性(一定の懐妊期間：承諾までの懐妊、効果発現までの懐妊)により、中長期的な視点に基づき様々な取組みが必要となる業務であり、単純な定量評価に馴染みにくい性質を有する。案件発掘・形成段階では、貧困削減や人材育成案件等が通常の経済インフラ案件と比べて配慮すべき要素が多く、工夫を要する。また、案件監理段階では、政策・制度改善につながる知的協力を取り入れた案件であれば、かかる政策・制度改善を進める上で相当なマンパワーが必要となる。従って、海外経済協力業務実施方針の評価にあたっては、かかる視点を踏まえ、定量評価をきめ細かく行うとともに、定性評価を行いにくい定性評価(質的評価)を十分に行う必要がある。このため、総合化を行う際には、基本的には量的側面と質的側面を 1:1 のウェイト付けとする。

【評価基準】

A. 「定量評価」(量的側面)：

「定量評価(量的側面)」については、実施方針の各項目について業務運営評価制度の各種指標(例：貧困対策案件の承諾割合、貧困対策案件のうち貧困層が参加した案件数の割合、SAF の提言件数など)を活用しつつ、年間業務計画に示される活動量を踏まえ、以下の通り点数化。

- 4 点：十分に量的に対応している(計画に照らし 100%以上を目安)
- 3 点：概ね量的に対応している(計画に照らし 80%以上～100%未満)
- 2 点：必ずしも十分には量的に対応していない(計画に照らし 60%以上～80%未満)
- 1 点：量的に対応していない(計画に照らして 60%未満)

B. 「定性評価」(質的側面)：

「定性評価(質的側面)」については、実施方針の各項目について、定量評価では捕捉できない部分について、有効性(Effectiveness: 期待される結果が得られそうか(又は得られる見込みがあるか))・効率性(Efficiency: 投入された資源量に見合った結果が得られそうか(又は得られる見込みがあるか))の観点から評価を行う。また、案件形成段階や承諾後の案件監理・評価活動におけるグッドプラクティスや付加価値的要素の有無、受益者インパクトの発現にも注目。

- 4 点：十分な有効性・効率性をもって対応している
- 3 点：概ね有効性・効率性をもって対応している
- 2 点：必ずしも十分には有効性・効率性をもって対応していない
- 1 点：有効性・効率性をもって対応していない



C. 達成度評価

上記の「A. 定量評価(量的側面)」と「B. 定性評価(質的側面)」を、以下の通り総合化した上で、その達成度を評価。

レーティング	内容	点数
A	十分に達成されている	7～8 点
B	概ね達成されている	5～6 点
C	必ずしも十分には達成されていない	3～4 点
D	達成されていない	2 点
N	不可抗力等の要因により評価不能	なし

(留意点) 定量評価の指標が存在しない項目では、実績を十分に記述した上で、定性評価の点数を 2 倍とすることで対応。

D. 実績評価総括

最終評価対象の 3 年間について実績評価総括(レーティング及び総括文記述)を行う。

<総括レーティング>

3 年間合計点	20 点～24 点	A
	14 点～19 点	B
	8 点～13 点	C
	7 点以下	D

2. 総合評価：「基本的方向」に対する評価基準

【評価基準】

重点分野・重点地域・配慮すべき事項に対する実績評価総括をベースとして、以下の 2 点について、基本的方向に関する業務遂行状況の「妥当性」を評価する。

3 つの「基本的方向」に則して円借款業務が計画され、実行されているかを総合的に判断する。

-) 開発成果重視の取り組み～主に重点分野・重点地域での活動実績を基に、国別視点の強化、政策・制度改善への貢献、援助協調・連携、案件監理、評価の充実等への対応を総合的に評価。
-) 中長期的な取り組み～開発途上国の開発ニーズの変化を踏まえた、中長期的視野での案件形成・案件監理の対応を総合的に評価。
-) 開かれた円借款への取り組み～開発パートナーシップ、開発教育、広報、情報公開などへの取組みを総合的に評価。

基本的方向に基づく海外経済協力業務実施方針が外部環境(開発途上国のニーズも含めた国際動向及び ODA 改革も含めた国内動向)に照らして適切であるかを確認し、改善事項や課題等、新組織移行後の業務方針にフィードバックすべき内容を抽出する。

平成 17～19 年度最終評価・実績評価総括

重点分野	評価 17年度	評価 18年度	評価 19年度	総合 評価	総括
貧困削減への支援	A (7)	A (7)	B (5)	B (19)	17年度、18年度は計画を上回る実績を達成。19年度は、相手国政府の政策変更や社会情勢の影響等により、案件の実施準備に係る検討や手続きが遅れ、年度内の承諾に至らなかった案件が多く、承諾実績が計画値を下回った。我が国政府の政策と相手国の開発ニーズにもとづく円借款事業を形成するまでの準備期間について、相手国への予見性を高めるためにも一層配慮することが重要。但し、プロジェクト借款に加え、世銀等との協調融資による貧困削減借款を5件承諾し、プログラム・ローンによる貧困削減政策の支援が定着した。個別プロジェクトについては、対象地域としての貧困地域の重視、計画段階から貧困層の意見聴取による確かなニーズ把握を図った。事業への貧困層参加に取り組んだ案件では、JICA や現地 NGO 等との連携により既存資源や経験を有効活用し、貧困層のエンパワメントと参加促進に努め、事業の持続性を高めた。今後も、MDGs の達成に向け多様なアプローチによる効率的な支援が望まれる。案件形成段階からの貧困層の参加やニーズ把握においては、調査時の意見聴取等に加え、既往案件でのグッドプラクティスを踏まえた参加手法の積極的活用や技術協力等との連携も期待される。
持続的成長に向けた 基盤整備	A (7)	A (8)	B (6)	A (21)	経済社会インフラ整備では、プロジェクト型支援に留まらず、当該国の投資環境を政策・制度面から整備するようなプログラム型の支援も推進。また、単独国へのプロジェクト支援だけでなく、国境を越えて地域全体に裨益する広域的視点からの支援も実施。アフリカ向け支援においては、我が国政府とアフリカ開発銀行による「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA for Africa)」にもとづき、アフリカの民間セクター育成、投資基盤整備にも着手。都市部だけでなく地域格差の是正に対する支援として、地方都市、農村のインフラ整備も積極的に支援した。承諾実績は、毎年度計画値の8割以上を達成しているが、19年度は、相手国政府の政策変更や社会情勢の影響等により、案件の実施準備に係る検討や手続きが遅れ、年度内の承諾に至らなかった案件が多く、実績は計画を下回った。開発効果の早期発現と持続性の観点から、新 JICA の発足後は、事業実施機関による案件形成能力と管理・運営能力の向上に資する知的協力・技術支援の一層の拡充が期待される。
地球規模問題・平和 構築への支援	B (5)	B (6)	A (7)	B (18)	17年度の承諾実績が計画値を下回ったものの、18年度、19年度に水資源案件を多数承諾し、計画を上回る実績を達成。円借款事業を形成するまでの一定のリード・タイムへの考慮が必要であるとともに、今後は案件形成の迅速化に一層努めることが重要。国際的に平和構築へのニーズが高まる中、紛争予防や復興支援への取り組みも開始。自然災害からの復興を支援する緊急支援の他、我が国の防災に関する知見の提供等の多様な災害予防の取り組みも実施した。CDM 案件の登録は2件達成し、今後は CDM 登録案件の推進や適応対策等、気候変動対策の強化が期待される。
人材育成への支援	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	毎年、計画の9割以上の実績を達成。人材育成案件の承諾を始め、SAF 等による案件形成や事業実施支援、セクター調査や事後評価等の知的協力・技術支援も多数実施。事後評価のフィードバック・セミナーや調達セミナー等を通じ、実施機関関係者の事業管理能力の強化を図った。インフラ案件等への人材育成コンポーネントの組込は、事業の持続的効果発現にも有効であり、今後は、事業の円滑な実施と効果発現の観点から、実施機関の能力向上を支援することが期待される。

重点地域	評価 17年度	評価 18年度	評価 19年度	総合 評価	総括
東アジア地域及び東 南アジア地域	A (7)	A (7)	A (8)	A (22)	17～19年の各年度とも重点4分野全てにおいて計画を上回る実績を達成。経済社会インフラ整備に加え、貧困削減支援借款等による政策・制度改革支援も実施。SAF 他各種調査を通じた知的協力・技術支援も多数実施。大学や地方自治体との連携等で国内の知見を積極的に活用した。新興ドナー支援にも取り組んだ。世銀等と共にインドネシア、ベトナム、ラオスへ政策支援型借款を累次に亘り供与し、貧困削減と成長に向けた各国の取組を継続的に支援した。カンボジアの広域インフラ、フィリピンやインドネシアでの復興支援事業、中国での気候変動対策、人材育成事業等、多様な取組を実現。今後は、貧困削減と気候変動対策の更なる取組推進が期待される。
1) インドネシア	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	重点分野である経済社会インフラ整備を中心に例年計画の8割以上を達成。プロジェクト型借款に加え、政策支援型借款による貧困削減及び投資環境整備、各種セクター改革を支援した。人材育成への支援も多数実施。国際機関や他ドナーとの協議、インドネシア政府との政策対話等を積極的に実施。国内大学等との連携により我が国知見も積極的に活用した。開発政策借款、インフラ及び災害復興セクター・プログラム・ローンを供与し、政策・制度改善への支援を実現。今後は、MDGs 達成に向けた更なる貧困削減への支援や気候変動対策への取組が期待される。
2) 中国	B (6)	A (7)	A (7)	A (20)	17年度は外部要因により新規承諾がなかったが、18、19年度には内陸部中心の環境改善、人材育成案件を多数承諾し、計画を達成。本邦大学や地方自治体との連携による研修実施等、効果的・効率的支援と国民の理解増進にも配慮。政府・実施機関との政策対話の実施。評価セミナー等、関係者の事業管理能力強化にも貢献。植林、人材育成等多くの案件で、受益者参加の促進、大学・自治体連携による実施機関職員の研修を実施した。今後は、各案件の着実な実施を通じた日中交流及び広報強化、技術協力等との連携による事業効果の増大等が期待される。

3) タイ	A (7)	B (6)	A (7)	A (20)	3年間で新規インフラ案件を2件承諾。人材育成への支援を中心に計画を達成。各種調査や評価を通じた事業の適切な実施と、効果的運営維持管理を支援。タイの新興ドナー化を支援し、メコン地域開発での連携・協力を促進した。空港建設及び都市鉄道建設による「環境改善を含めた都市機能の整備」を支援した。ドナーとしてのタイの対外援助を担う周辺諸国経済開発機構(NEDA)と覚書を締結し、業務協力と地域開発での連携を推進。今後は、MDGs達成に向けた貧困削減支援、人材育成、広域インフラ等への取組が期待される。
4) フィリピン	B (5)	C (4)	A (7)	B (16)	17年度は内政事情等により新規未承諾なるも、18、19年度に、防災、環境保全対策、農村開発の各重点分野で3件の新規案件を承諾。SAF、事後評価、セクター調査等の知的協力・技術支援の実施に加え、合同評価、調達セミナー等により各実施機関の能力強化に努めた。ミンダナオ・タスクフォースへの参加や国際機関、他ドナーとの意見交換等も積極的に実施した。ミンダナオ・タスクフォースでは、紛争地域における事業運営や我が国支援方針等多様なテーマにつき協議した。今後も、復興支援や平和構築に配慮しつつ、貧困削減や気候変動対策等への取組推進が期待される。
5) ベトナム	A (7)	A (7)	A (8)	A (22)	貧困削減支援借款(PRSC)の他、インフラ整備、人材育成、環境改善、感染症対策等のプロジェクト実施により計画を上回る実績を達成。PRSC会合等で世銀や他ドナーとの調整を主導。案件形成と実施促進、評価フィードバック等の知的協力・技術支援も推進。鉄道、道路、電力等、経済活動の基盤となる大型インフラ整備を中心に、小規模インフラ、灌漑等の貧困削減・地域格差是正に資する案件や人材育成案件を実施。累次の貧困削減借款供与により投資環境整備の観点から政策・制度改善を継続的に支援した。今後も、プログラム型支援とプロジェクト型支援を組み合わせつつ、投資環境整備、地域格差是正、貧困削減、気候変動対策等の推進が期待される。
6) マレーシア	B (5)	A (7)	A (7)	B (19)	人材育成の新規案件を承諾すると共に、例年、事業評価や提案型調査等を通じた、知的協力・技術支援により、計画をほぼ達成した。政府との政策対話・協議、ODAタスクフォースへの参加により効果的支援に配慮。提案型調査を通じた新規案件形成への取組、各種セミナーや合同評価を通じた実施機関の能力強化等、知的協力や技術支援も実施した。高等教育基金借款事業により、高い技術力を持つエンジニアの育成を支援している。今後は、人材育成支援の継続に加え、貧困削減、気候変動対策等への取組も期待される。
7) モンゴル	A (7)	A (7)	B (5)	B (19)	3年間で、産業振興支援のツーステップローンを1件承諾した他、SAPROFによる案件形成支援を進め、20年度に入り空港案件を1件承諾。SAPIや事後評価フィードバック等の知的協力・技術支援も実施。国際機関や他のドナーとの協議や政府関係者との政策対話も積極的に実施した。「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」を通じ、民間中小企業の育成に取り組んだ。今後も持続的成長に資する経済インフラ整備を中心に、セクター改革等の知的協力・技術支援にも積極的取組が期待される。
8) カンボジア	A (7)	B (6)	A (8)	A (21)	3年間で、成長回廊地域のインフラ整備及び貧困削減支援借款の新規案件を4件承諾し、計画をほぼ達成。提案型調査やタイでの先行事例の共有等の知的協力の他、政府との政策対話やドナー間協議等も積極的に実施しつつ、「貧困削減・成長オペレーション」(PRGO)を通じた各種改革(民間セクター開発、公共財政・人的資源管理、土地資源管理)を支援した。シハヌークヴィル経済特区建設事業により民間投資環境整備を行う。今後も、広域インフラと政策支援の組み合わせによる民間セクター支援の継続が望まれる。
9) ラオス	B (6)	A (7)	A (7)	A (20)	18年度より「貧困削減支援オペレーション」(PRSO)を通じ、ラオス政府との政策対話、世銀等国際機関や他のドナーとの援助協調や手続き調和化にも配慮しつつ、民間投資・貿易促進に資する政策・制度改革を支援。発掘型調査や委託調査による新規案件形成等、知的協力・技術支援も行った。今後、現在の政策支援とプロジェクト支援を組み合わせた民間投資促進の取組に加え、貧困削減等への取組強化も期待される。
南西アジア地域	A (8)	A (7)	A (8)	A (23)	3年間を通じ、重点4分野全てにおいてほぼ計画を達成。受益者参加、維持管理能力強化、NGOとの連携等により、効果的・効率的支援に配慮。SAPROF等各種調査や研修等の知的協力・技術支援も多数実施。各国政府・国際機関との政策対話・意見交換によりの確なニーズ把握に努めた。インドでは、鉄道事業として世界初のCDM事業となった新規案件を承諾。アフガニスタンの平和構築支援にかかる研究発表やバングラデシュ他での災害復興支援等、復興支援・防災対策にも取り組んだ。今後は、政策・制度改善に対する知的協力・技術支援、MDGs達成に向けた貧困削減、気候変動対策等への一層の支援が期待される。
10) インド	A (7)	A (7)	A (8)	A (22)	インフラ整備、地方開発、環境改善事業等により3年間を通じて計画を上回る実績を達成。受益者参加や維持管理能力強化も積極的に推進した。自治体・NGO等との連携により効果的支援を促進。我が国省エネルギー技術の活用により「デリー高速輸送システム事業」のCDM事業化を達成。今後は、自治体、技術協力等との更なる連携推進に加え、国際機関との連携や気候変動対策への取組等が期待される。
11) パキスタン	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	インフラ整備を中心に3年間で5件の新規案件を承諾。案件形成支援、事後評価フィードバックを始め知的協力・技術支援も積極的に実施。世銀、ADB他との連携により適時の震災復興支援を実現。今後は、MDGs達成に向けた貧困削減への支援強化や気候変動対策への取組が期待される。

12) バングラデシュ	A (7)	B (6)	A (7)	A (20)	インフラ整備、貧困削減及び人材育成支援等 3 年間で 7 件を承諾し、計画を達成。貧困層参加の取組、インフラ整備における JICA 連携による技術移転の取組を実施。世銀、ADB との連携、協議も積極的に実施。緊急災害復旧事業では、ADB との協調融資により洪水被災地復興に向けた迅速な支援を実現。今後は、MDGs 達成に向け更なる貧困削減支援と共に、従来の環境保全に加え気候変動対策への取組推進も期待される。
13) スリランカ	A (7)	A (7)	B (5)	B (19)	17、18 年度とも北・東部地域でのインフラ整備を中心に計画を達成。19 年度は内政事情により新規承諾が遅延するも（20 年度に事前通報済み）、案件形成支援、各種調査等を通じた提言を多数実施。紛争地域での支援等につき他ドナーとの意見交換を積極的に実施。津波被災地、紛争復興地域への支援を推進。今後も、MDGs 達成に向けた貧困削減、インフラ整備、平和構築に資する取組の継続が望まれる。
中央アジア・コーカサス地域	C (4)	C (4)	A (7)	B (15)	17 年度に発電事業 1 件を承諾。SAPROF 等により各種調査を通じた新規案件形成及び既往案件の効果的運営を支援。この他、セクター調査の実施、国際機関や各国政府との政策対話・協議等を通じて開発ニーズ把握にも努めた。大学、NGO と連携した産業振興策の発掘型調査を実施。今後、これら調査を、新規案件の承諾につなげていくことが期待される。
中近東地域	A (7)	C (4)	B (6)	B (17)	17、18 年度は新規承諾にいたらなかったが、国際機関や政府との協議や SAPROF による案件形成支援の結果、19 年度にイラク向け新規案件を 8 件承諾。トルコ、ヨルダン等での支援につき国際機関や各国政府と意見交換。トルコ既往案件（耐震補強工事）に関連し、実施機関職員、地域の小学生に対し、我が国知見を活用した防災教育を実施した。今後、引き続き国際機関等と連携、案件の着実な実施、新規案件発掘等によるイラク復興支援の継続と共に、域内各国での貧困削減、地域格差是正への取組が望まれる。
アフリカ地域	A (7)	A (8)	B (6)	A (21)	3 年間を通じ計画をほぼ達成。アフリカ開発銀行との協調融資や広域インフラ等を通じた民間支援、経済社会インフラ整備による貧困削減、環境保全を支援。政策支援型借款も供与。タンザニアへの累次の「貧困削減支援借款」の供与を通じ、貧困削減に向けた各種改革を、世銀等と共に継続的に支援している。アフリカ開発銀行との協調により民間セクター支援を実施した。政策・制度改善への支援、国際機関等との協調による効率的支援の継続とあわせ、貧困削減、気候変動対策等への一層の支援も望まれる。
14) モロッコ	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	3 年間を通じて全重点分野において計画を達成。インフラ整備を通じ貧困削減、地域格差是正、都市環境保全に取り組んだ。事業への貧困層参加も推進。SAPROF、中間レビュー、事後評価等各種調査による提言、政府との政策対話、国際機関との協議等も実施した。特に貧困率の高い地域における道路、給水、電化等のインフラ整備事業を通じ、貧困削減及び環境保全を支援した。今後は、国際機関、技術協力、大学、NGO 等との連携促進、知的協力・技術支援の拡大を通じ、貧困削減及び環境保全への効率的・効果的支援が期待される。
15) チュニジア	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	3 年間を通じ、インフラ整備を通じた環境保全、民間支援、人材育成支援等 8 案件を承諾し、全重点分野において計画を達成。日本の大学との連携にも取り組んだ。セクター調査や事後評価に基づき、政府関係者へのフィードバックや他ドナーとの連携・協調への取組も推進。環境保全、気候変動対策への取組に加え、大学と連携した留学プログラムやテレビ局との交流等、我が国知見を活用した人材育成支援も実施。今後は、従来の取組に加え、知的協力・技術支援の拡大と貧困削減への取組も期待される。
16) エジプト	A (7)	A (7)	B (5)	B (19)	3 年間で経済社会インフラ案件 4 件を承諾し、計画を達成。SAPROF や各種調査による案件形成と実施支援等の知的協力も推進。国際機関、他ドナー、政府関係者との政策対話、手続き調和化協議等を実施。博物館建設事業では、日本の博物館学専門家の知見を活用しつつ積極的提言を行った。風力発電事業（既往）の CDM 事業登録を完了。今後は、貧困削減支援への取組及び我が国技術協力等との連携の推進が期待される。
中南米地域	B (5)	A (7)	C (4)	B (16)	3 年間で電力、灌漑、下水道整備等のインフラ整備案件を 5 件承諾し、環境保全と貧困削減を支援。中米ではパナマ市及びパナマ湾浄化事業の協調融資や地熱発電及び地域統合イニシアティブ「プエブラ・パナマ計画（PPP）」に係る協議及びセミナー共催により、米州開発銀行及び域内各国との連携を促進した。今後は、コロンビア、ペルー等の CDM にかかる業務協力協定締結先との気候変動対策の推進、PPP の具体化等への取組みが期待される。
17) ペルー	C (4)	A (7)	C (4)	B (15)	3 年間で灌漑事業 1 件を承諾。SAPROF 等調査による案件形成を支援したが、19 年度は借入国内手続き遅延により承諾に至らなかった（19 年度事前通報済み）。個別事後評価、テーマ別評価を実施しフィードバック・セミナーを開催した。国際機関、他ドナーとの協議も積極的に実施。灌漑事業は沿岸部の貧困率の高い地域での農業支援を通じ、貧困対策、効率的水利用（環境保全）と共に、組織強化による事業の持続的効果発現を図る。今後は、貧困削減、気候変動対策等への支援、案件の着実な承諾と実施を可能にする技術支援等の取組が望まれる。
欧州地域 （中東欧地域）	C (4)	C (4)	A (7)	B (15)	3 年間新規承諾には至らなかったものの、SAPROF 等調査によりインフラ案件の形成を支援した。この結果、20 年度に入りアルバニアに新規案件を承諾。事後評価、中間レビュー、各国政府との政策対話・テーマ別協議等、EBRD、世銀等国際機関、他ドナーとの支援方針協議等を積極的に実施。ボスニア・ヘルツェゴビナ他 3 カ国において今後の有効な紛争予防の取組について協議を行った。世銀、EBRD 等と各国の支援方針等につき協議した。今後は、形成中の案件の確実な承諾と実施への取組、気候変動対策やインフラ整備を通じた中長期的平和構築支援等が期待される。

配慮すべき事項	評価 17年度	評価 18年度	評価 19年度	総合 評価	総 括
政策・制度改善への取組と現地機能の強化	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	18、19年度は計画を上回る実績を達成。支援対象国の開発政策・制度の改善に向けて、案件形成や監理を通じた対話を促進。SAF等各種調査を通じ、人材育成支援、投資環境整備、組織強化支援等の知的協力を推進。19年度は35カ国の現地 ODA タスクフォースに参加し、他の援助スキームとの連携を図った。今後もこれらの取組を継続し、きめ細かい支援が望まれる。また支援対象国の事業管理能力強化への取組は更に推進すべき。
評価の充実 (開発成果重視)	A (8)	A (8)	A (8)	A (24)	3年間を通じて、事後評価に関する3つの100%（全件評価、全件第三者評価、全評価結果公表）を達成。テーマ別評価によりプロジェクト横断的な評価やセクター評価を実施。合同評価や評価セミナー等を通じ、借入国側にも評価結果や手法をフィードバックし、能力強化にも貢献。支援事業による貧困削減や地域格差是正のインパクト評価など新たな取り組みも実施。新 JICA 移行後もこれらの取組の継続が期待される。
環境社会配慮・男女共同参画	A (7)	A (7)	A (7)	A (21)	環境保全・改善事業の取組は3年間を通じほぼ計画を達成。環境社会配慮ガイドラインに基づいた環境社会配慮を徹底すると共に、環境改善支援事業の事後評価のフィードバックや政策提言を実施。事業実施機関関係者向け実務研修も実施した。個別案件でのジェンダー配慮を進めた他、ジェンダー主流化調査も実施。20年度にはインフラとジェンダーをテーマとしたセミナーでの情報発信を行った。今後も環境配慮の取組を徹底して継続すべき。ジェンダー配慮も各国・地域の事情に配慮しつつも積極的推進が期待される。
債務状況への取組	B (6)	B (6)	A (7)	B (19)	毎年90カ国以上を対象にマクロ経済動向審査を実施。債務管理能力向上支援として、借入国政府・実施機関を対象とした公共財政管理セミナーへの招聘の他、事務所を通じての個別研修を適宜実施。SAF等を活用しながら個別事業を通じた開発途上国の債務管理能力を向上させる取組については、今後の拡充が望まれる。
開発パートナーシップ	A (7)	B (6)	A (7)	A (20)	多様な開発パートナーとの連携を推進。国際社会での知的協力や国際機関等との連携、協調は政策支援等を含め堅調。我が国大学、地方自治体との連携、現地 NGO や市民社会との連携も3年間を通じて計画の7割前後を達成している。JICA 技術協力等との連携は年間50件前後に定着した。他方、STEP 適用案件は3年間で12件にとどまった。今後も、本邦大学・自治体や、現地市民社会との連携を一層推進すると共に、STEP 活用に向けての更なる取組も望まれる。他ドナーとの関係においては、韓国、タイ、中国などの新興ドナーとの連携関係を深めた。
国民の理解・広報の強化	A (8)	A (8)	A (8)	A (24)	広報誌やホームページを通じて積極的情報発信を推進。借入国での円借款セミナーの開催等を通じ現地広報にも取り組んだ。国際会議でのセミナー主催等、国際社会に対する情報発信にも努めた。円借款パートナーシップセミナーや現地日本人学校等による円借款案件の視察、提案型・発掘型案件形成調査への取組の拡充、NGO - JBIC 協議会の実施、プレスツアーの実施を通じて、円借款の理解を促進した。今後も、マスメディアを通じた効果的な情報発信の推進等を通じ国民の理解促進に努めることが期待される。
適正な業務運営	A (8)	A (8)	A (8)	A (24)	担当各部門において、実施方針を踏まえた業務への取組を継続。調達・貸付実行セミナー、合同評価セミナー等の研修を開催し、借入人・実施機関の事業管理能力の向上にも取り組んだ。案件の効率的実施の点では、貸付実行の期首パイプライン執行率は改善した。また、現地における動向把握・政策対話とそれに基づく迅速柔軟な対応を図るべく、現地タスクフォース・ドナー会合へ参加。円借款事業に係る安全確保については、借入国政府・事業実施機関、コントラクター、コンサルタントによる安全対策に係る取組の徹底及び必要に応じてこれらを補完・支援する仕組みを更に強化していくことが重要。
財務リスク等への配慮	A (8)	A (8)	A (8)	A (24)	高い自己資本比率の下で、財務的安定を堅持する一方、借入国の信用リスク審査を定期的実施し、財務的影響を分析・把握。また、本行の金利リスク等への対応として、ALM 委員会を設置、同委員会を円滑に運営しながら、リスク管理態勢を強化した。